

指定管理者候補者の選定結果

長久手市では、公の施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。

令和5年3月末で指定期間が終了する下記の施設について、令和4年10月3日に長久手市指定管理者選定委員会を開催し、次のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

今後、市議会での議決を経て指定管理者に指定する予定です。

施設名	指定管理者（候補者）	指定期間（予定）
長久手市福祉の家温泉 交流施設及び長久手市 田園バレー交流施設	名 称 株式会社長久手温泉 所在地 長久手市前熊下田170番地	2年間 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日

※候補者の指定管理者選定委員会での評価結果は、別表のとおり

指定管理者 選定基準(福祉の家温泉交流施設・田園パレー交流施設)

番号	選定基準	審査項目	審査の観点	配点	点数
1	住民の平等な利用を確保することができるものであること	住民の施設の平等な利用の確保 (様式3-1)	・事業計画等の内容が収益事業等の特定の事業に偏っていないか。	10点	8.75点
			・施設の利用が一部の利用者に偏った計画となっていないか。		
			・障害者、高齢者、女性、こども等の施設利用に配慮がされているか。		
2	関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うことができるものであること	適正な管理運営 (様式3-2) (様式3-3) (様式3-6)	・市が求めている内容が事業計画書に盛り込まれているか。	10点	8.00点
			・関係する法令、条例及び規則を理解しているか。		
			・施設の管理運営方針は健全なものであると認められるか。		
			・施設の維持管理、安全管理をどのように行っていくのが明確になっているか。		
3	施設の設置目的を効果的に達成し、効率的な管理運営を行うことができるものであること	設置目的の効果的な達成 (様式3-4) (様式3-5)	・利用者へのサービス向上のための取り組みがなされているか。	25点	18.91点
			・利用者対応(接遇)の向上のための取り組みがなされているか。		
			・利用者の意向、要望を施設運営に取り入れるための取り組みがなされているか。		
			・施設の利用を促進する計画(広報等)となっているか。		
		効率的な管理運営 (様式3-7) (様式3-8)	・管理運営経費の節減に創意工夫を凝らしているか。	15点	11.25点
			・収入支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。		
・必要な経費は見積もられているか。					
4	指定管理業務を安定して行う物的及び人的能力を有していること (様式3-9)	物的能力 (様式4) (貸借対照表) (損益計算書)	・安定した財務状況であるか。	10点	6.94点
			・必要な機材等の確保はされているか。		
		人的能力 (様式3-10) (様式3-11)	・施設運営に必要な組織体制の構築及び人員の確保がなされているか。	15点	11.63点
			・施設運営にあたり、有資格者や経験者等の人員を確保しているか。		
			・職員の指導育成、研修体制は確保されているか。		
		その他の能力 (様式3-12) (様式3-14) (様式5-1、5-2)	・危機管理(苦情処理、災害時対応等)の処理体制は構築されているか。	10点	7.75点
			・危機管理の処理体制についての研修計画は盛り込まれているか。		
			・類似施設を良好に管理運営した実績はあるか。		
		5	指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること	個人情報保護、情報公開 (様式3-13)	・個人情報保護や情報公開のための適切な情報管理体制が整備されているか。
合 計				100点	77.36点